

議会改革特別委員会 委員長中間報告

令和8年2月定例会

議会改革特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、「議会改革について」であります。

当委員会は、今日まで14回にわたり委員会を開催し、精力的かつ慎重に調査を進めてまいりましたが、今定例会までに全ての調査の終了を見るに至らず、今回の報告が当委員会の中間報告であることを御了承いただきたいと存じます。

また、第11回までの概要については、さきの令和7年12月定例会において御報告申し上げておりますので、今回は第12回から第14回の概要について、順次御報告申し上げます。

第12回委員会は令和7年12月26日に開催し、拓殖大学政経学部教授の河村和徳氏に参考人として各検討事項について意見を述べていただき、質問を行いました。

初めに、河村参考人の意見について、その主な内容を申し上げます。

まず、議員定数については、定数を減らすことが必ずしも無駄な議員を減らすことや、議員のなり手不足の解消にはつながらないことを理解することが重要であるとのことであります。

また、議員定数は議論すべきことの複雑性と市民の多様性に基づいて決めるべきであり、議論のための適切な人数は通常6人から10人と言われており、一つの委員会の定数も全体の定数に連動させて考えるべきとのことでもあります。

次に、議員報酬の在り方については、議員定数と議員報酬は別々に考えるべきであり、議員定数を減らした分として報酬を上げることは避けるべきとのことでもあります。

また、議員報酬を上げるかどうかに関わらず、定期的に特別職報酬等審議会で議題にされるべきであり、報酬額は議員の専門性と執行部との比較によって決定する必要があるとのことでもあります。

また、議員は非常勤の特別職だが、通年議会の導入により、常勤職に近い形となった場合は、仕事量が増えることを考慮し、生活給を想定して考えることもできるとのことでもあります。

次に、政務活動費の在り方については、議員は有権者の負託を受けた代理人として、地域を良くするための活動や日々の研鑽のため、政務活動費を活用すべきであるとのことでもあります。

次に、住民参画については、デジタルでしか参加できない人々を念頭に置きながら実施手法を検討するとともに、議会報告会であれば地区単位だけでなく政策単位で

の開催も推奨されるとのことです。

次に、通年議会については、災害時でも迅速に議会を開き、議決が可能となるため、専決処分を減らすことができるが、議会の機動性・判断性が求められ、特に議長や委員長の役割が重要になるとのことです。

次に、河村参考人に対する質問について、その主なものを申し上げます。

まず、議員定数について、人口を基準として見直していく考え方については、人口だけでなく、地区や学校の数を基準にすることも考えられるとのことです。

また、人事院勧告を踏まえて職員の給与の引き上げ等が検討される際に、議員報酬も併せて検討されるような手法はあるのかという質問については、職員の給与が検討される際、議員報酬が特別職報酬等審議会で議題とさ

れるような仕組みを設けることは可能であり、そのような仕組みを設けてゼロ回答であっても定期的に議論されることが重要であるとのことでもあります。

また、委員会での質問時間を一人ひとりの持ち時間として公平に分配するという考え方についてはという質問については、年間を通して会期となる通年議会であれば質問時間は柔軟でもよいかもしいれないが、定められた会期中で運用する場合は質問時間を設定したほうがよいとのことでもあります。

また、通年議会が全国で広がらない要因はという質問については、報酬が変わらないまま仕事量が増えるだけであること、兼業議員が本業に支障を来すこと等が考えられるとのことでもあります。

次に、第13回委員会は1月29日に開催し、まず、議会広報委員会の所管事項に広聴機能をつけることに伴い、

草加市議会委員会条例の一部を改正する必要があることから、条例改正案を委員会として2月定例会開会日に提出することに決した次第であります。

次に、全ての検討事項について協議を行いましたので、その主な意見について申し上げます。

まず、議員定数についての主な意見について申し上げます。

- ・参考人の「一定の基準を設けるのはありだが、見直し条項も設けたほうがよい。」という意見を踏まえ、基準について議論したい。

- ・今まで議員目線で考えていたが、市民目線の理解が必要であると感じた。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

次に、議員報酬の在り方についての主な意見について

申し上げます。

- ・参考人の意見にあったとおり、特別職報酬等審議会で定期的に議題にすることは有効と感じた。

- ・市長にも委員会でのこのような議論の内容を認識してもらいたい。特別職に関しても、人事院勧告を鑑みて特別職報酬等審議会で議題にすることがよいのではないか。

以上が各委員から出された意見のうち、
主なものであります。

次に、政務活動費の在り方については、提案会派から、政務活動費は個人分をなくし、会派のみに交付するという新たな意見とともに、その意見でまとめられない場合は政務活動費を廃止したいとの意見がありました。

次に、特別委員会における質問時間についての主な意見について申し上げます。

- ・一人当たりの質問時間を設定することは分かりやすい

制度だが、質問する権利を制限する恐れがあるので、運用上で調整するのがよい。

- ・ 予定日内で審査が終えられているので、現状維持がよい。

- ・ 2月定例会の一般会計予算特別委員会で委員が質問時間を意識しながら審査を行い、委員会終了後に振り返ることもよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

次に、会派の在り方についての主な意見について申し上げます。

- ・ 議会のポストに関する協議について、明文化はするが、最終的には団長会で協議を行い、決める形がよい。

- ・ 明文化はしないで、団長会で決めればよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであ

ります。

次に、災害発生時の対応及び議会BCPの検討についての主な意見について申し上げます。

- ・別の会議体で協議を進める方がよい。
- ・今後、執行部の意見を聞き、決定する場があってもよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

次に、議会基本条例及び政治倫理条例についての主な意見について申し上げます。

- ・議会基本条例は進められるところまで進めたい。改選後はその時の議員の判断によるが、議論の経過は伝えたい。

- ・現在の議論から得た内容を改選後も活用できる方法を示してほしい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

なお、議員定数について、議員報酬の在り方について、政務活動費の在り方について、特別委員会における質問時間について、会派の在り方について、災害発生時の対応及び議会BCPの検討について、議会基本条例及び政治倫理条例については意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、一定の結論を見出すには至らず、引き続き次回の委員会で検討することとしました。

次に、住民参画については、議会広報委員会の所管事項に市議会の広聴に関する事項が追加されれば、住民参画もできるため、特別委員会における議論は終了してよいとの意見があったことから、協議を行った結果、検討事項「住民参画について」は、今回で調査を終了した次第であります。

次に、通年議会についての主な意見について申し上げます。

- ・参考人の意見から、デメリットは少ないと感じた。導入について、前向きに検討したい。

- ・導入のメリットを感じており、賛成である。しかし、長崎市は導入後、2年で廃止したため、運用面については慎重に協議する必要がある。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、通年議会については、導入する方向性で、今後は具体的な運用面について協議することを決定しました。

次に、第14回委員会は3月12日に開催し、日程調整を行いました。

終わりに、当委員会としては、特定事件の重要性に鑑

み、さらに精力的に調査を進めてまいるものであります。

以上、中間報告とさせていただきます。